

第3編 各論Ⅱ(第5期介護保険事業計画)

蓮田市高齢者福祉計画 2012・第5期介護保険事業計画

第 1 章 介護保険事業計画の策定

第 5 期介護保険事業計画の策定にあたり、次の項目の制度改正や見直しが行われました。

①新サービスの創設

第 5 期介護保険事業計画では、第 3 期計画時から目標としていた「地域包括ケア」の推進に引き続き取り組んでいくことがテーマとなります。この「地域包括ケア」を実現するため、第 5 期計画期間から「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」（P84 参照）、「複合型サービス」（P85 参照）と「介護予防・日常生活支援総合事業」（P96 参照）が新たに制度上のサービスとして創設されました。

②介護療養病床の廃止期限の延長

第 3 期計画策定時より、介護保険の介護療養病床は平成 24 年 3 月末をもって廃止されることとして、取組を進めてきました。しかし、現行の介護療養病床が新体系の介護保険サービスへの移行が進んでいない状況もあり、廃止の期限を 6 年延長し、平成 30 年 3 月末をもって廃止されることとなりました。

なお、平成 24 年度以降、介護療養病床の新設は認められないこととなりました。

③施設・居住系サービス見込み量の 37% 枠の撤廃

第 3 期計画策定時より、平成 26 年度の施設・居住系サービス（介護保険 3 施設、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護〔介護専用型〕）の利用者数を、当該年度における要介護 2～5 の認定者数の 37% 以下にする方針でサービス見込み量を定めてきました。

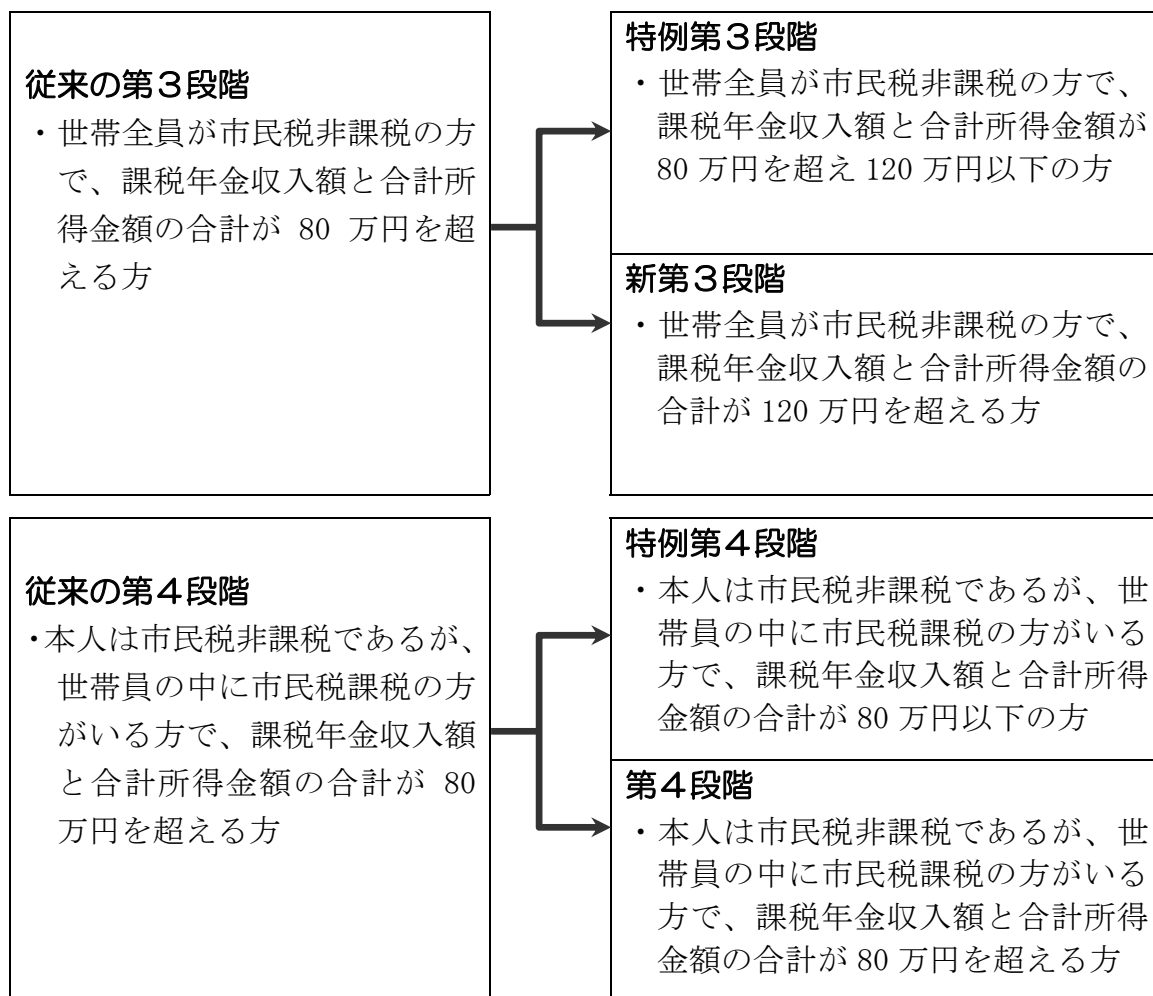
しかし、この方針が施設整備の総量規制にあたることとして撤廃されることとなりました。そのため、第 5 期計画以降は、各介護保険の保険者は、地域の実情にあった基盤整備および施設・居住系サービスの見込みを行うことが可能となりました。

④介護保険料の多段階設定(低所得者への配慮)

第1号被保険者の介護保険料は、保険者である市町村が決定するものですが、併せて被保険者の負担能力に応じて保険料段階を自由に設定することができます。

第4期計画時では、平成17年度の税制改正による激減緩和の対応を行うため、第4段階を細かく2つの段階に分けることにより保険料軽減措置を行えることが可能となりました。第5期計画においても、引き続き第4段階を2つの段階に分けて、保険料段階を設定することが可能となりました。また、負担能力に応じたきめ細かい保険料段階を設定する観点から、従来の第3段階においても2つの段階に分けて保険料の軽減措置ができることとしています。本市においては、第3段階と第4段階の細分化を行います。又、引き続き多段階設定を行います。

■第3段階と第4段階の細分化

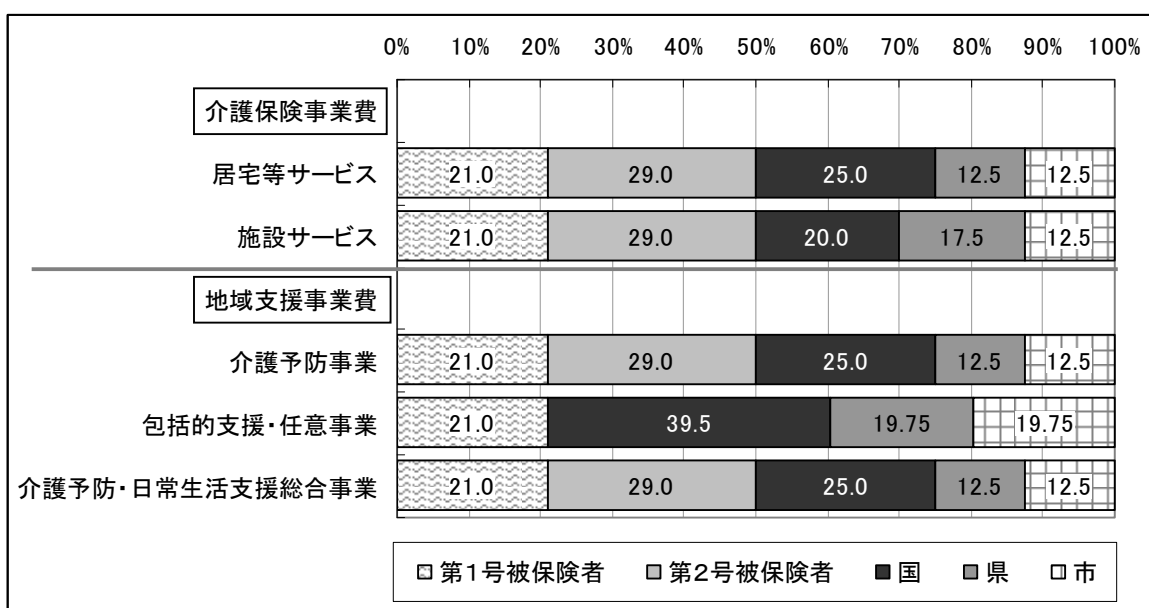


⑤介護保険事業費・地域支援事業費の負担割合

介護保険制度は、第1号被保険者及び第2号被保険者の保険料と公費（国・都道府県・市町村）を財源に運営されています。

第5期計画においては、被保険者の負担割合が見直され、第1号被保険者の負担割合は20%から21%へ、第2号被保険者の負担割合は30%から29%へ変更されました。

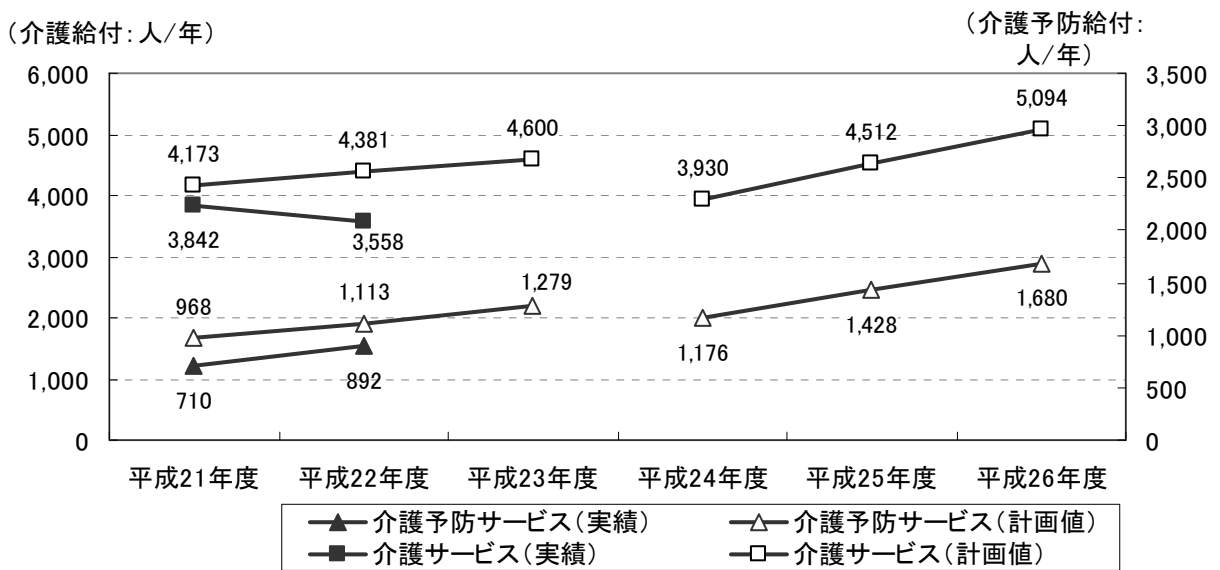
■介護保険事業費・地域支援事業費の負担割合



第2章 介護サービスの見込み

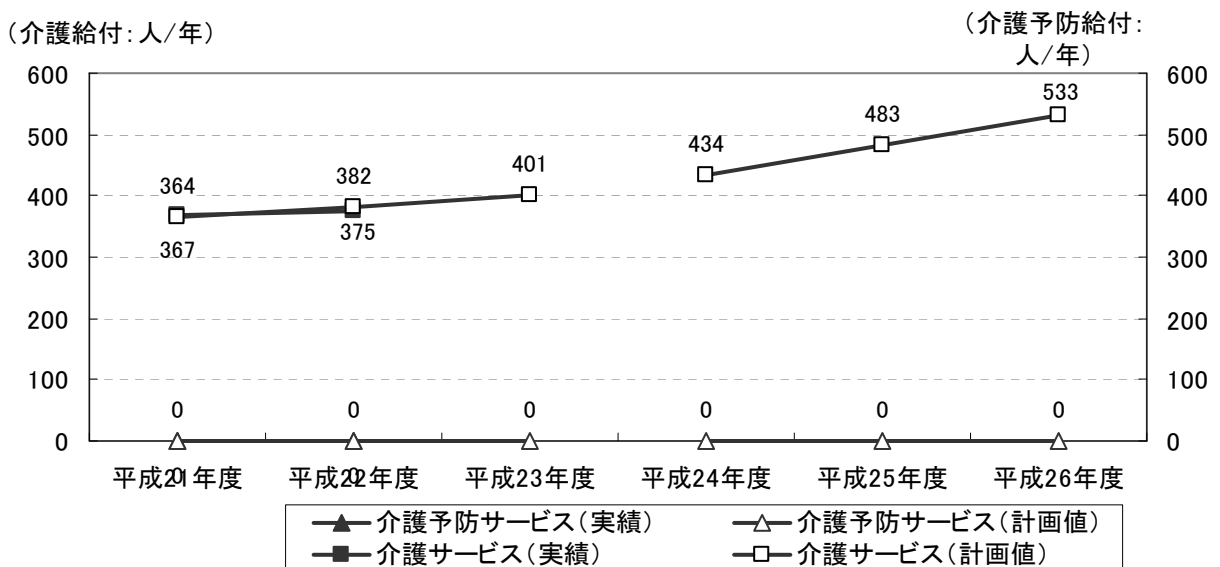
第1節 居宅サービスの見込

①訪問介護・介護予防訪問介護(ホームヘルプ)

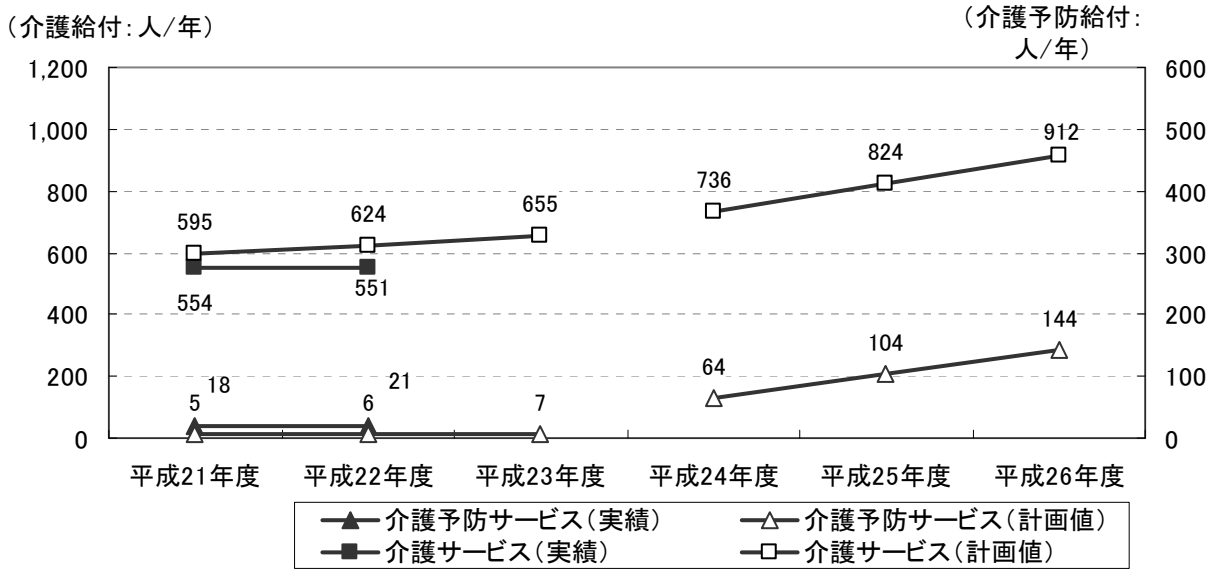


※ (平成23年度は見込値を入れる予定)

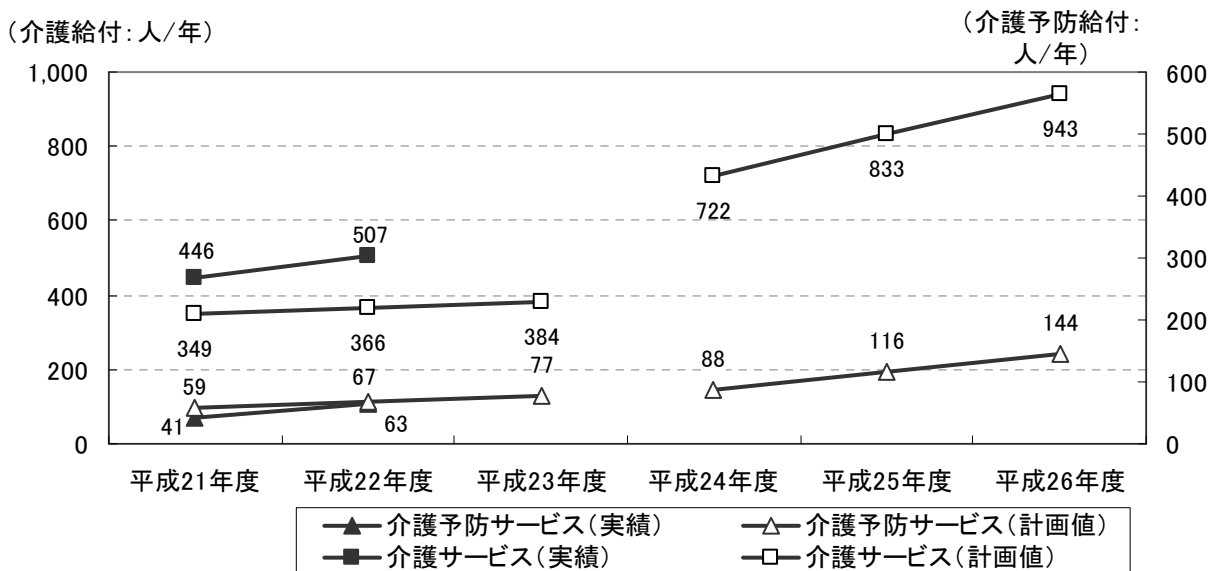
②訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護



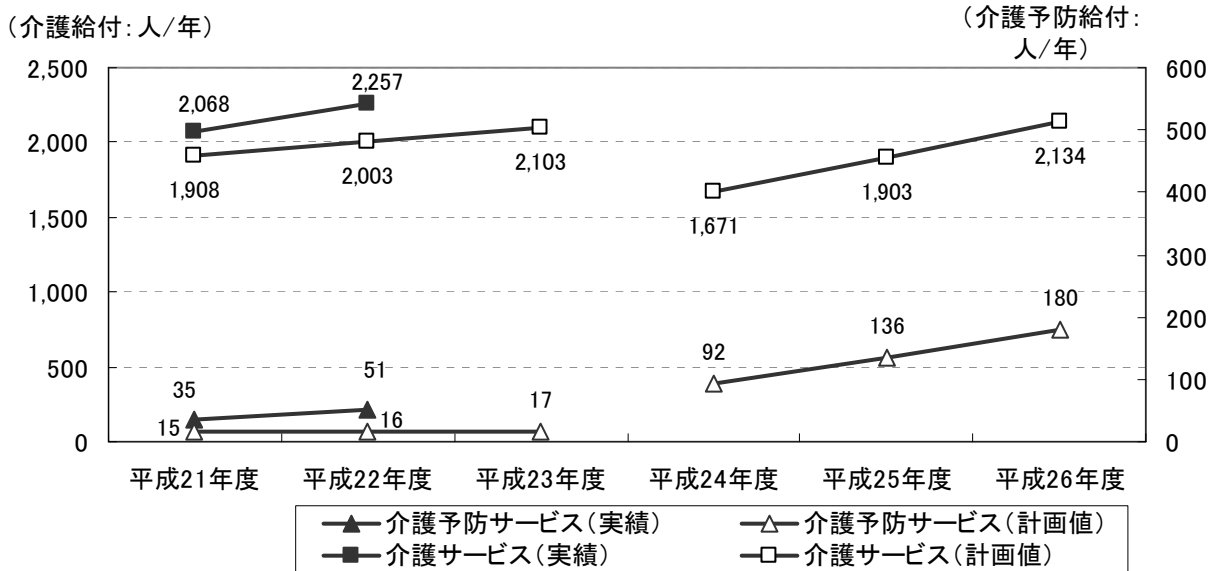
③訪問看護・介護予防訪問看護



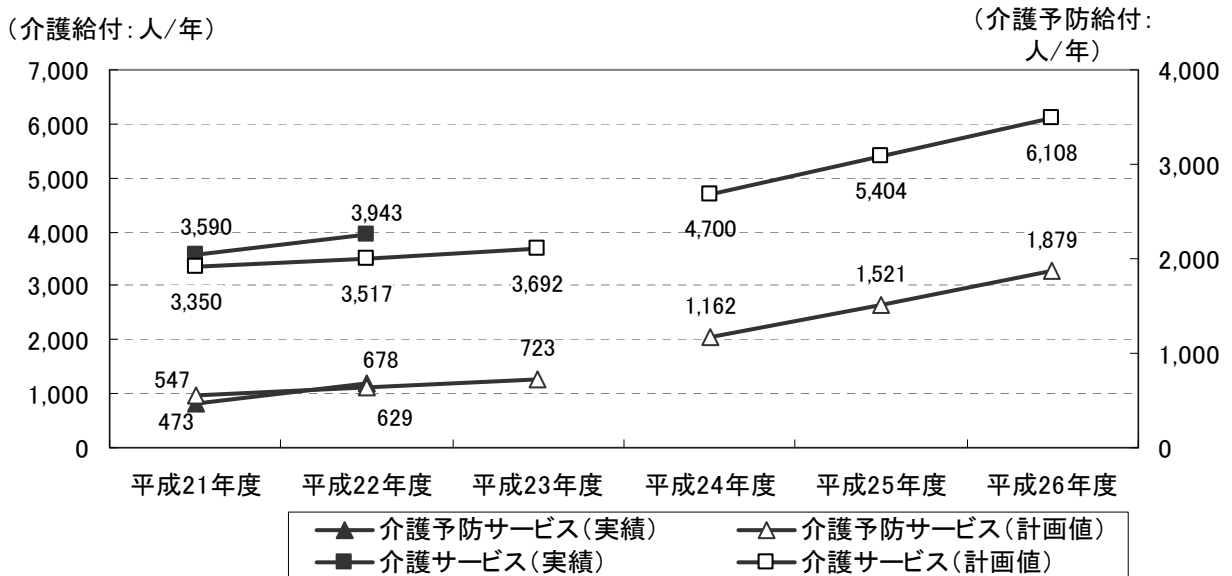
④訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション



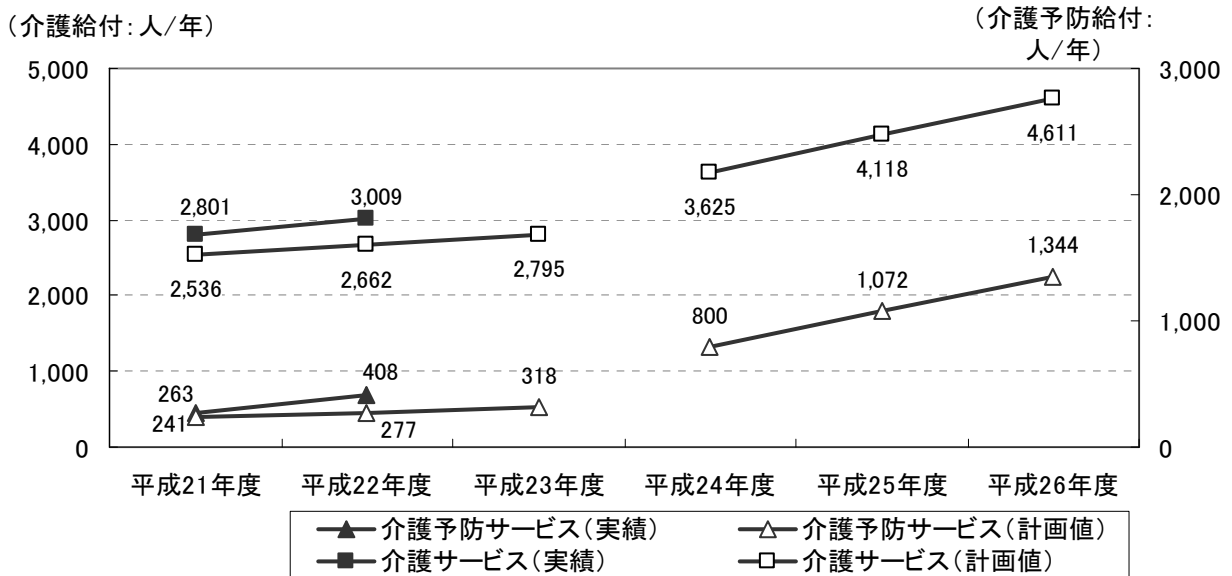
⑤ 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導



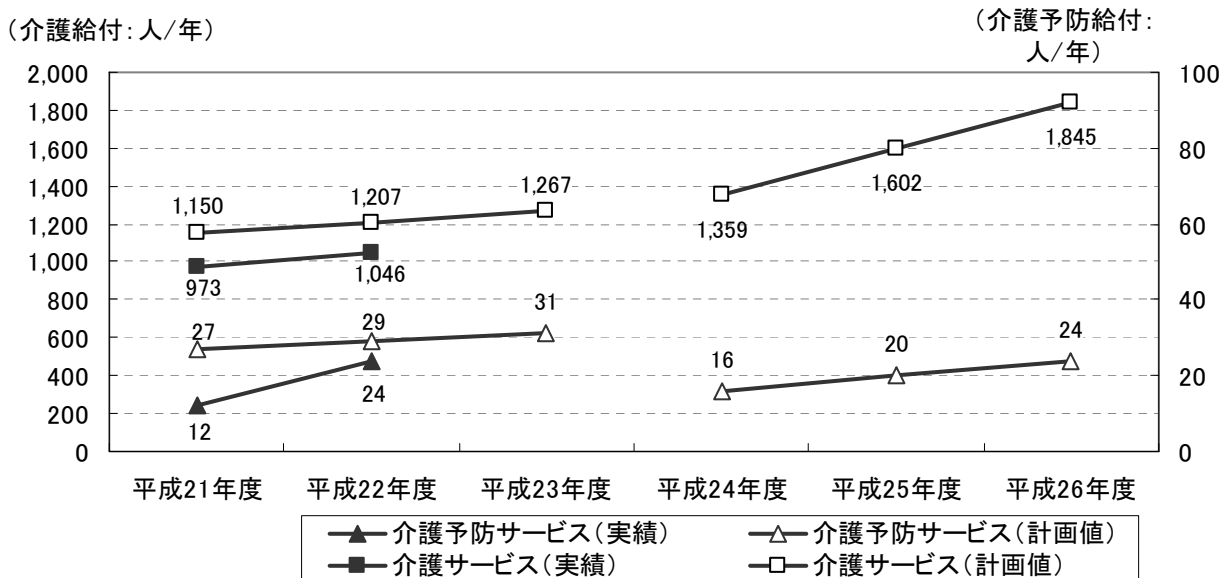
⑥ 通所介護・介護予防通所介護(デイサービス)



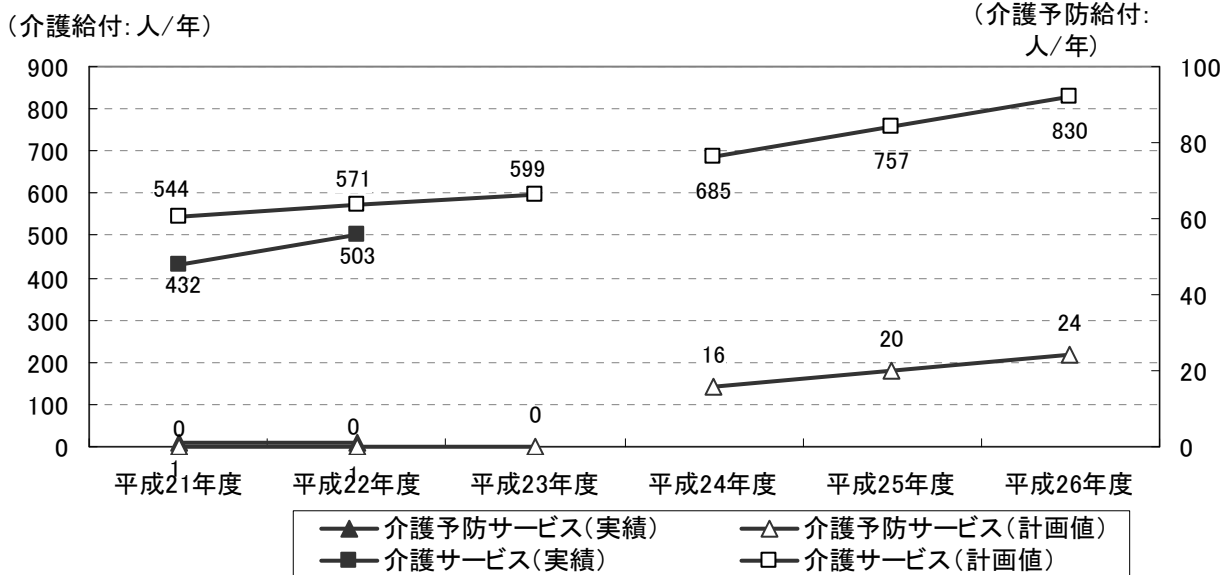
⑦通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション(デイサービス)



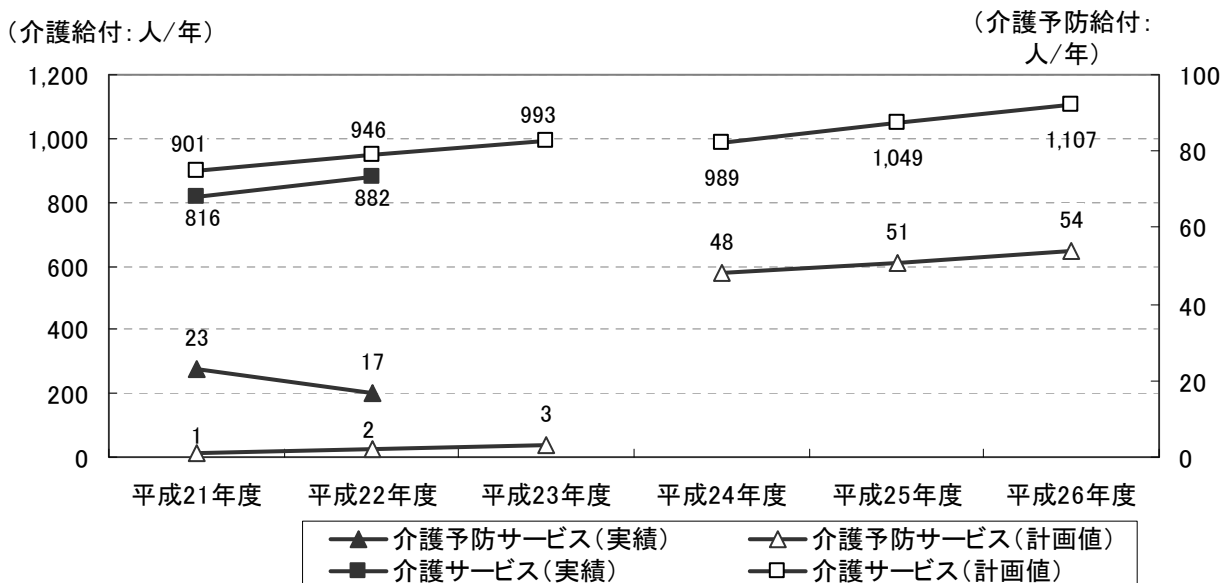
⑧短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)



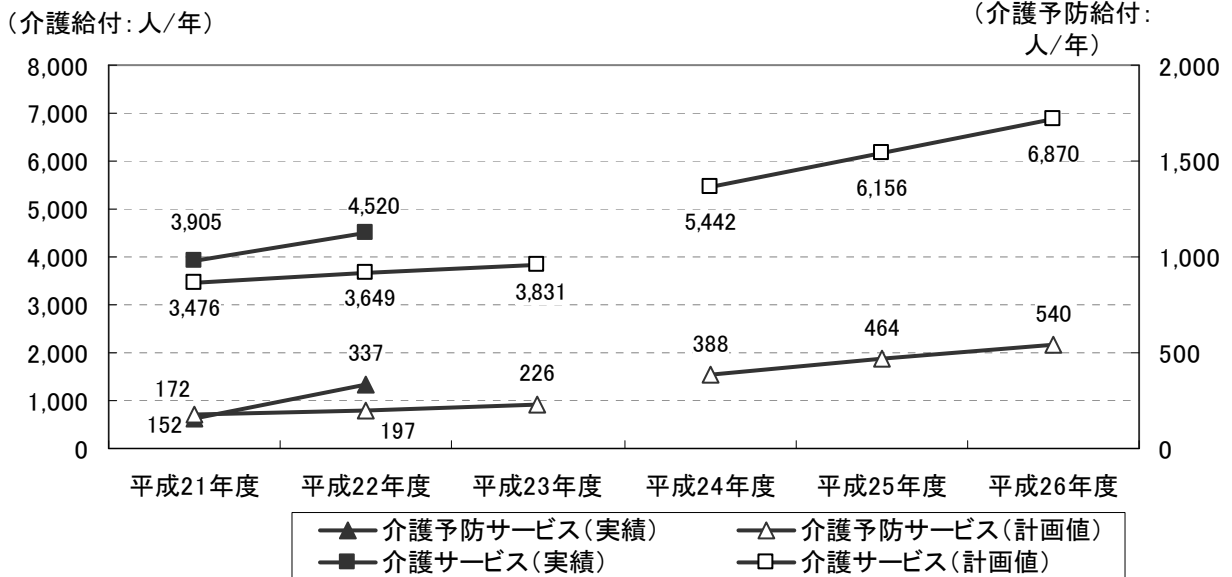
⑨短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護(ショートステイ)



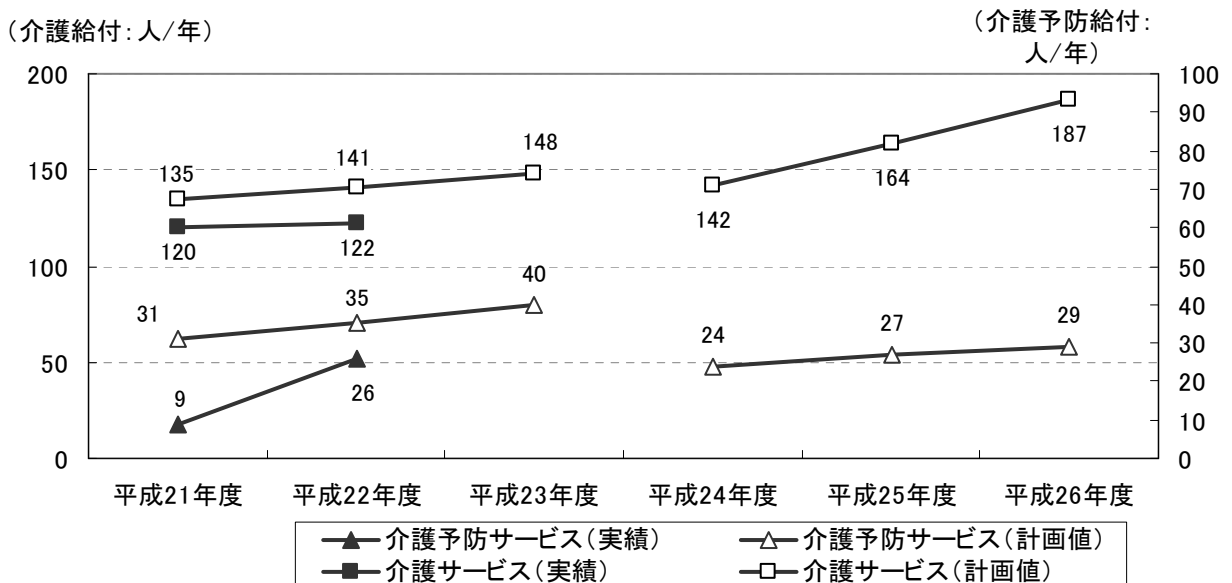
⑩特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護



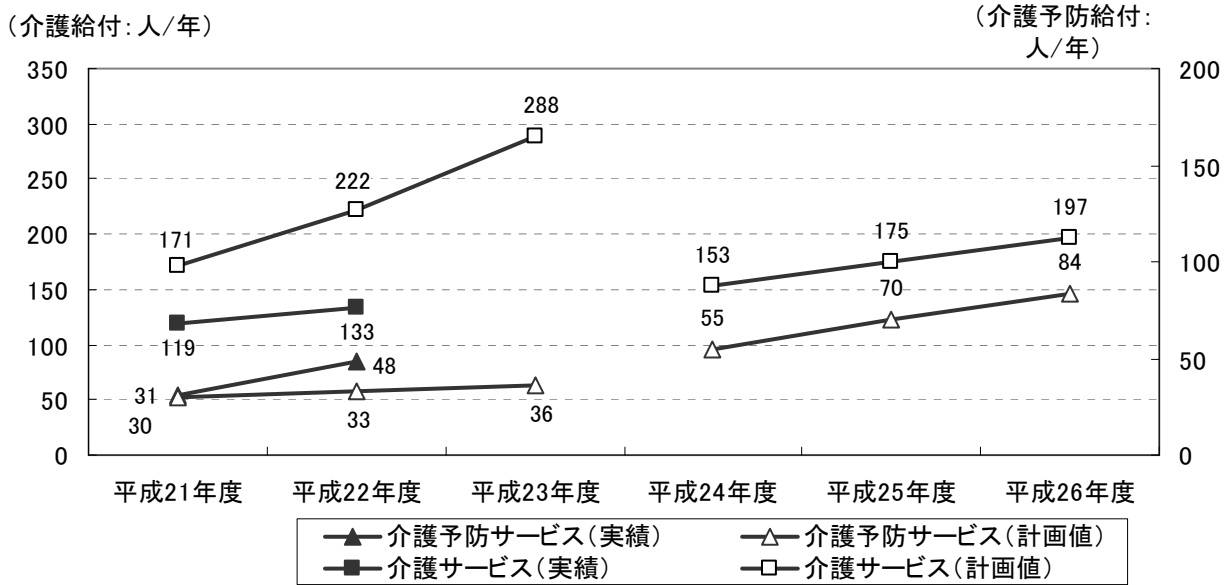
⑪福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与



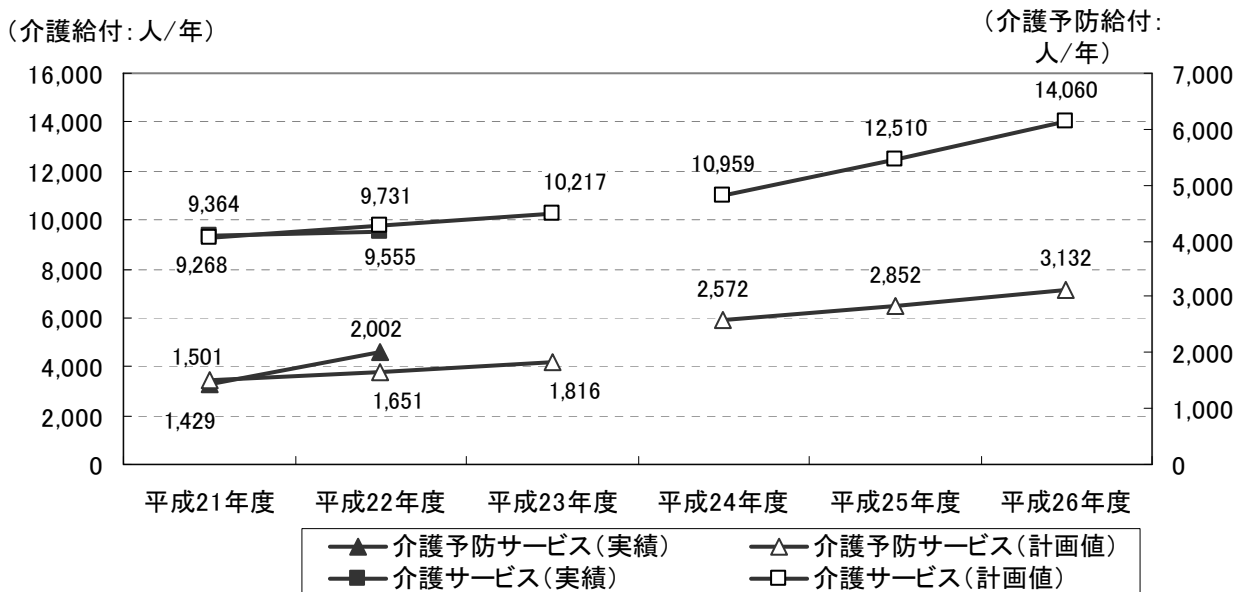
⑫特定福祉用具購入費支給・特定介護予防福祉用具購入費支給



⑬住宅改修費支給・介護予防住宅改修費支給

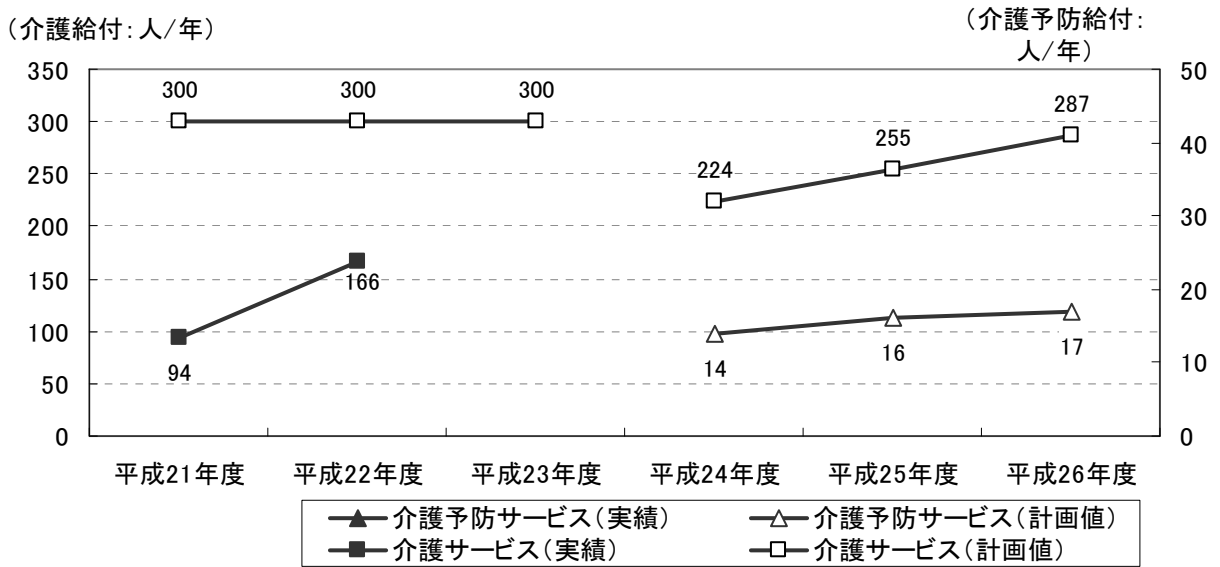


⑭居宅介護支援・介護予防支援

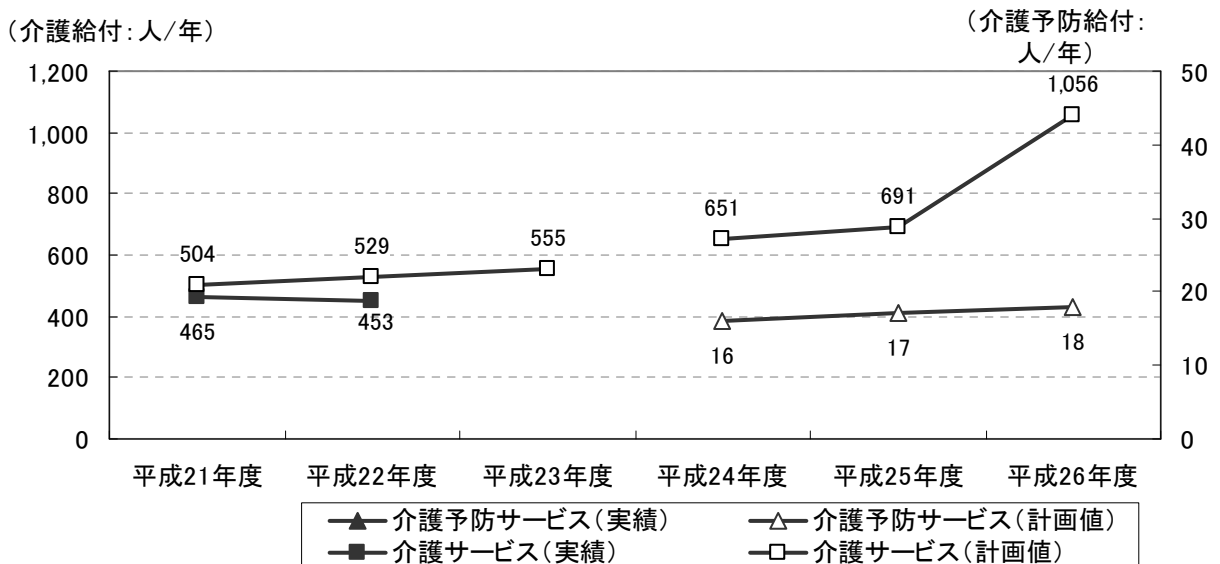


第2節 地域密着型サービスの見込

①小規模多機能型居宅介護



②認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

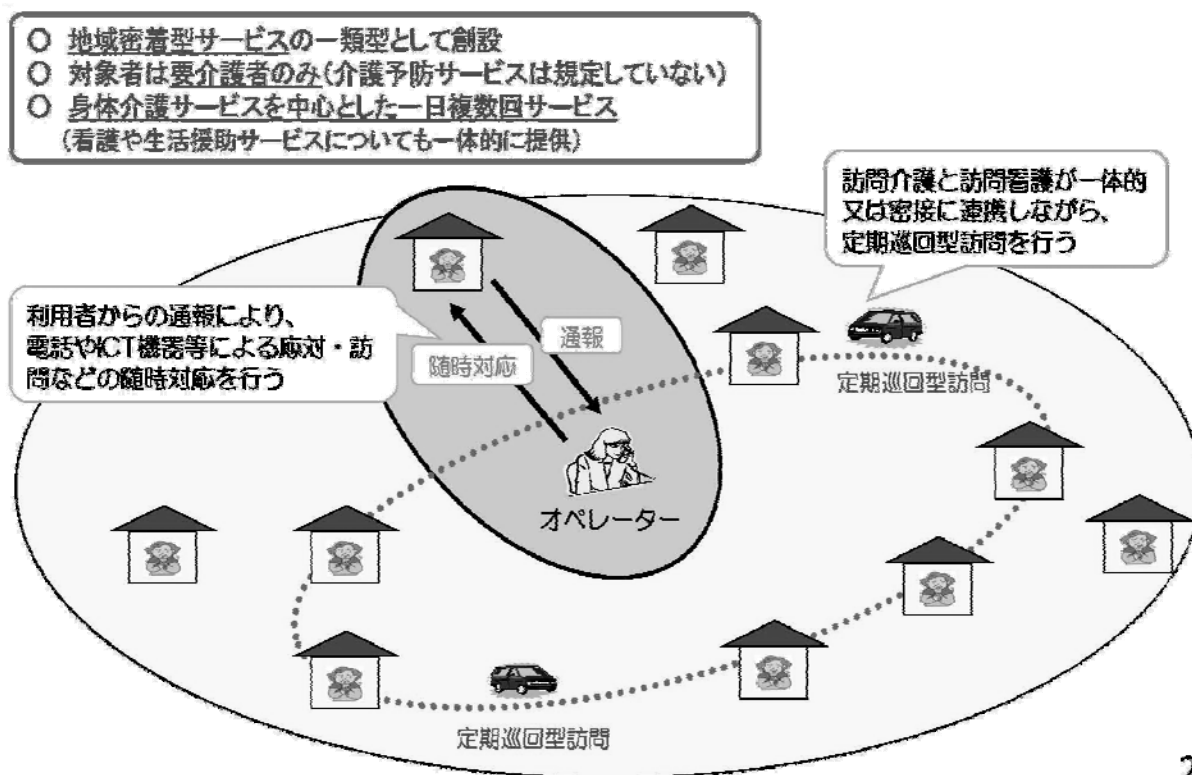


③定期巡回・随時対応型訪問介護看護

平成24年4月から、新たな地域密着型サービスとして「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」が創設されます。同サービスは、重度の要介護者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に、またはそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行うサービスとなります。

本市においては、本計画期間中においては同サービスの利用は見込みませんが、事業所の参入動向や市民のニーズなどを把握し、次期計画期間中での実施を検討します。

■定期巡回・随時対応型訪問介護看護のイメージ



2

資料：厚生労働省

④複合型サービス

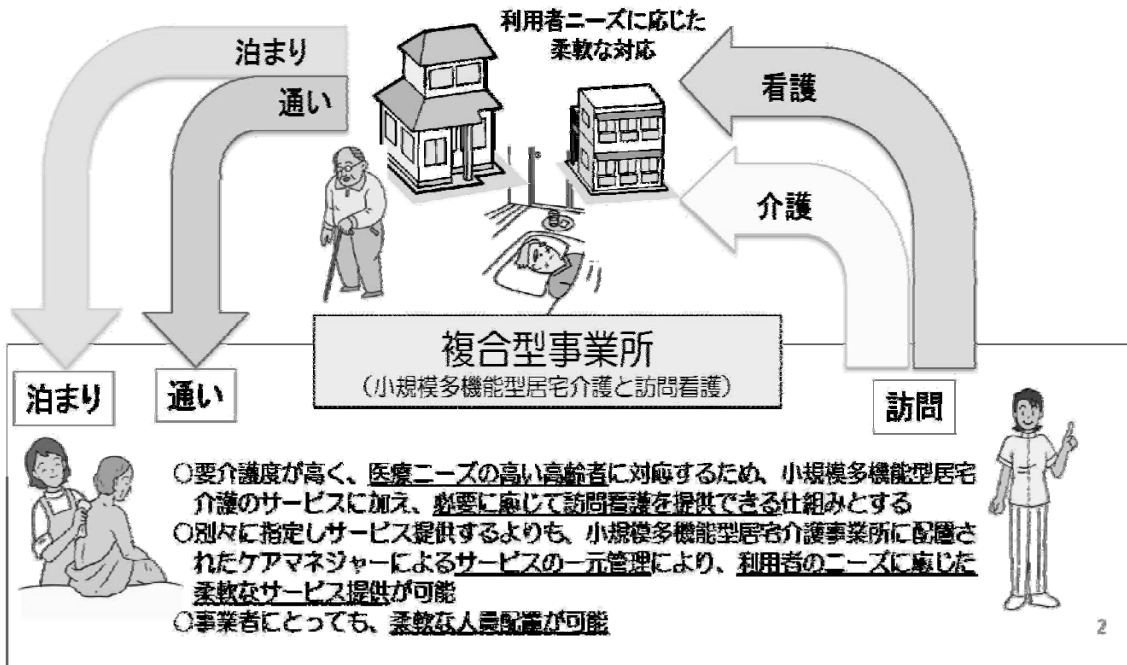
「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」と同じく、平成24年4月から地域密着型サービスの1つとして「複合型サービス」が新設されます。同サービスでは、小規模多機能型居宅介護サービスと訪問看護サービスを同じ事業所が実施することにより、医療サービスの必要性が高い要介護高齢者の在宅生活を支えるものとして期待されています。

本市においては、本計画期間中においては同サービスの利用は見込みませんが、事業所の参入動向や市民のニーズなどを把握し、次期計画期間中での実施を検討します。

■複合型サービスのイメージ

○ 今般、小規模多機能型居宅介護と訪問看護の複数のサービスを組み合わせた複合型事業所を創設し、看護と介護サービスの一体的な提供により医療ニーズの高い要介護者への支援の充実を図る。

※ 地域密着型サービスとして位置づけ

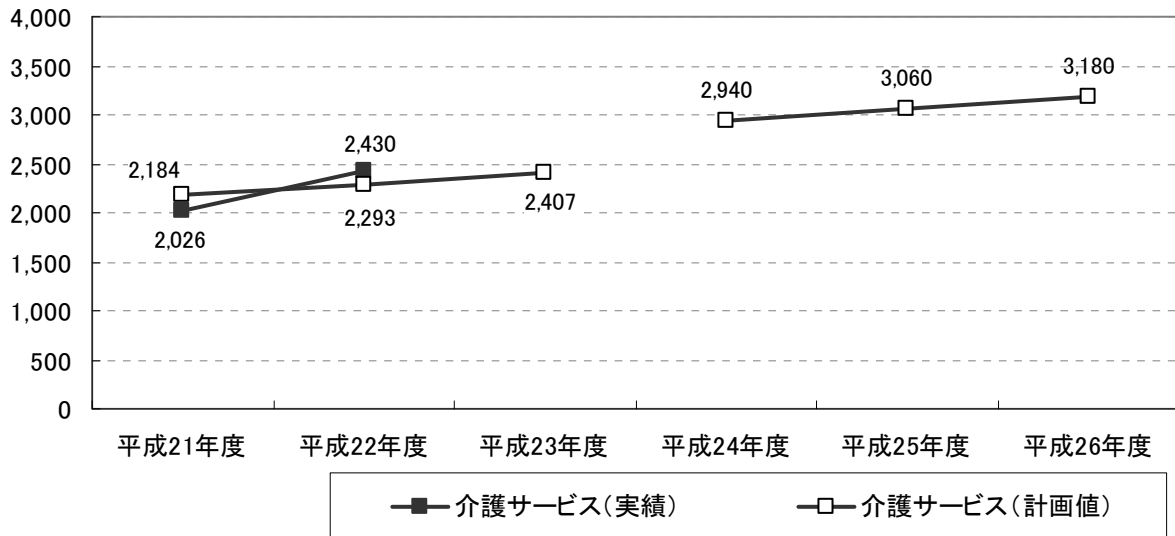


資料：厚生労働省

第3節 施設サービスの見込

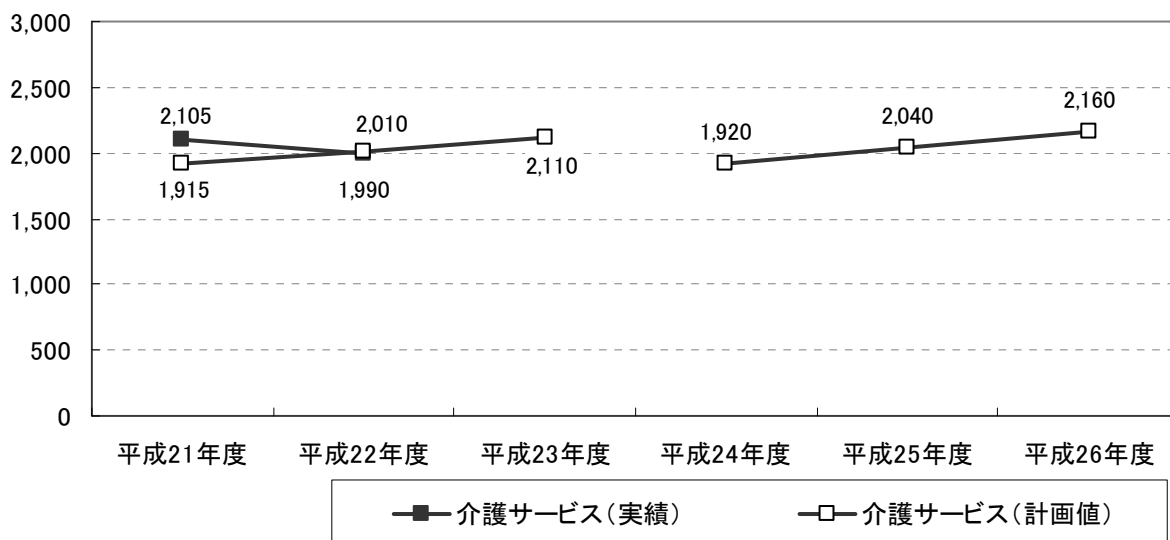
①介護老人福祉施設

(介護給付:人/年)



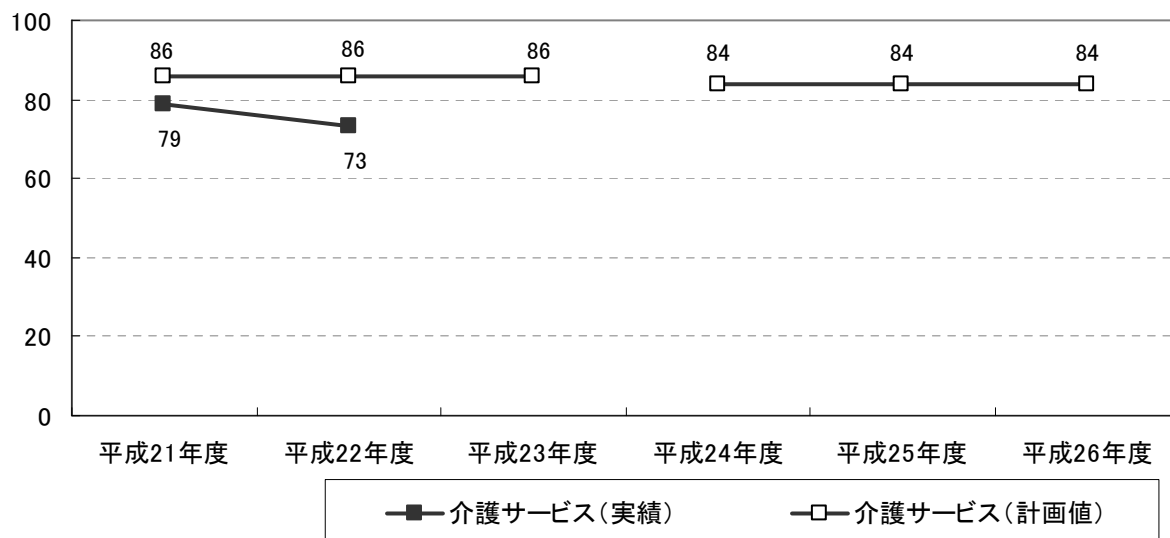
②介護老人保健施設

(介護給付:人/年)



③介護療養型医療施設

(介護給付:人/年)



第3章 地域支援事業の見込

地域支援事業は、要支援・要介護状態になることを予防するとともに、要支援・要介護状態になった場合にも、可能な限り地域において自立した生活を営むことができるよう支援するためのサービスとして、平成18年度の制度改正より創設されました。

地域支援事業は、介護保険制度が介護予防重視型に転換する際の中心的な事業として創設されましたが、介護予防だけでなく、要介護者やその家族介護者の支援、高齢者全般の相談対応、地域包括ケアの中心的役割、介護保険サービスで対応しきれない福祉サービスの実施、そして介護給付等費用適正化といった、多岐にわたる内容を扱う事業となっています。

第1節 介護予防事業

①二次予防事業(ハイリスクアプローチ)

二次予防事業は、要支援または要介護状態になる可能性が高い高齢者を対象として、栄養改善や身体機能向上のための指導を受けることにより、要支援・要介護状態になることを予防するための事業です。

本市ではこれまでに、基本チェックリスト・生活機能評価（介護予防健診）により選定された、要介護になる恐れのある高齢者を対象として、「運動器の機能向上事業」を3か所の介護保険施設等で、「栄養改善事業」を1か所の介護保険施設で、「口腔機能の向上事業」を市内の歯科医院で実施してきました。

二次予防事業の実施にあたっては、介護予防が必要な高齢者の把握（スクリーニング）、介護予防事業参加へのアセスメント、事業の効果等の評価を行っていきます。

①-1 二次予防事業対象者把握事業(介護予防スクリーニング)

二次予防事業の対象となる高齢者を把握するため、要支援・要介護認定者を除く高齢者を対象に、生活機能に関する状態の把握などの介護予防スクリーニングを実施します。生活機能に関する状態の把握については、「基本チェックリスト」、「生活機能評価（生活機能チェック、生活機能検査）」を実施します。

二次予防事業対象者の把握、及び二次予防事業対象者決定は、国の基準に基づき実施します。

なお、二次予防事業対象者把握事業において得られた個人に関する情報については、介護予防ケアマネジメントや介護予防事業に活用するため、個人情報の保護に配慮するとともに、適正な情報管理に努めます。

①-2 通所型介護予防事業

二次予防事業対象者把握事業に把握された高齢者に対し、介護予防を目的とした「運動器の機能向上」、「栄養改善」、「口腔機能の向上」の事業を提供します。

また、より対象者の心身の状態に合った介護予防メニューが提供できるよう、認知症予防、うつ予防や腰痛対策などのメニューについても実施を検討します。

①-2-ア 運動器の機能向上(からだ元気教室)

転倒骨折の防止及び加齢に伴う運動器の機能低下予防又は機能向上を図るため、機能訓練指導員、看護師等の専門スタッフの指導により、ストレッチ・有酸素運動・筋力トレーニングマシンや簡易な器具を用いた運動などを実施します。

■からだ元気教室の概要

対象者数	1回あたり15名(20日間を1クール)
実施回数	年間4クール～5クール
実施内容	週1～2回程度、筋力向上トレーニング・転倒骨折予防等を実施
実施場所	市内の介護保険施設、デイサービスセンター等

①-2-イ 栄養改善(栄養満点ごはん教室)

高齢者の栄養状態を改善し、自分らしい生活の確立と自己実現を支援することを目的として、管理栄養士などの指導により、個別の栄養相談や栄養教室を行います。

■栄養満点ごはん教室の概要

対象者数	1回あたり15名(8日間を1クール)
実施回数	年間1クール～2クール
実施内容	月1～2回程度、小グループの栄養相談や栄養教室を実施
実施場所	市内の介護保険施設等

①-2-ウ 口腔機能の向上(お口さわやか相談室)

高齢者の摂食・嚥下機能の低下を早期に発見し、その悪化を防止する観点から、口腔機能の向上のための教育や口腔清掃の指導、摂食、嚥下機能に関する機能訓練を、歯科医師・歯科衛生士の指導により実施します。

■お口さわやか相談室の概要

対象者数	10名～20名(3日間を1クール)
実施回数	対象者個々に年間1クール実施
実施内容	個別に口腔機能の向上教育や口腔清掃の指導・実施
実施場所	市内の指定歯科医院

①-3 二次予防事業評価事業

本計画における通所型介護予防事業については、委託した事業所・医療機関と連携し、事業の評価、事業量、事業のプロセスなどについて評価を行います。

②一次予防事業(ポピュレーションアプローチ)

要介護認定者や二次予防対象者以外の高齢者を対象とする事業については、高齢者の身近な地域において、自主的な介護予防に資する活動が広く実施され、高齢者が積極的にこれらの事業に参加し、介護予防に向けた取組ができる地域社会の構築が必要です。そのため、介護予防に関する知識の普及・啓発や地域における自主的な介護予防に資する活動の育成・支援事業を行います。

②-1 介護予防普及啓発事業

介護予防に関する知識を普及・啓発するため、健康教育事業（講演等）の実施、パンフレットの作成・配布などを行います。

②-2 地域介護予防活動支援事業

介護予防に資する活動を行う自主的な地域団体について、それぞれの地域特性等に配慮しながら、身近な組織づくりを支援します。

事業内容	老人クラブ等の地域の高齢者グループへの医師・看護師等による健康教育（講演等）・健康相談事業
実施内容	必要に応じて随時
実施場所	市内各所

②-3 一次予防事業評価事業

本計画における一次予防事業評価事業については、その達成状況等を検証し、一次予防事業評価を実施します。

第2節 包括的支援事業

①介護予防ケアマネジメント

二次予防事業対象者把握事業によりスクリーニングされた二次予防対象者については、介護予防事業のマネジメントを行います。

②総合相談支援・権利擁護事業

地域の高齢者に対して、介護保険サービスや介護保険サービス以外の様々な支援を受けられるよう、関係機関と事業者とのネットワークにより、情報の把握に努めるとともに、相談・支援を行います。

- ・地域におけるネットワークの活用
- ・ネットワークを通じた高齢者の心身の状況や家庭環境等の把握
- ・サービスに関する情報提供等の対応、継続的・専門的な相談支援
- ・権利擁護の観点から対応が必要な人への対応

③包括的・継続的マネジメント

主治医やケアマネジャー等との協働や関係機関の連携を通じて、ケアマネジメントの後方支援を行うため、包括的・継続的ケアマネジメントを実施します。

- ・地域のケアマネジャー等に対する指導・支援（ケアプラン作成技術の指導・支援・困難事例への助言指導）
- ・医療機関を含む関係施設やボランティアなど、地域の社会資源との連携・協力

第3節 任意事業

①介護給付等費用適正化事業

介護保険サービス利用状況及びサービス提供事業所からの報酬請求について、過剰なサービス提供が行われていないか、実際のサービス提供量以上の報酬が請求されていないかなどの不適切・不正な介護給付をなくすため、介護給付点検員を配置し、次の適正化事業を実施します。

①-1 認定調査状況チェック

取組項目	内容
新規要介護認定	認定調査は、委託による特別な遠隔地を除き、引き続き市直営により実施します。
委託調査書の点検	委託の調査票は、職員の内容審査を得た後、介護認定審査会への諮問を行います。
格差是正の取組	県主催の認定調査に係る研修への参加、審査会の合議体間の情報交換等により、認定審査時の格差是正に努めます。

①-2 ケアプランの点検

取組項目	内容
適切なケアプランの推進	県の「ケアプラン確認指導マニュアル」を活用し、新規作成や特異性を認めるケアプランに対する確認指導を行います。
研修会等の開催	地域ケアマネジャーのネットワークを活用し、ケアマネジャーの育成・支援等とケアプランの質の確保を図ります。

①-3 住宅改修、福祉用具貸与・購入の点検

取組項目	内容
住宅改修の点検	事前審査確認の徹底と、必要に応じて完了後の現地確認を実施します。
福祉用具貸与・購入の点検	事前審査の確認及び購入後の使用状況について確認を実施します。

①-4 医療情報との突合、縦覧点検

取組項目	内容
医療情報との突合	システムによる医療情報との突合を基に、介護給付費と老人医療給付費とのクロス点検を行います。
縦覧点検	介護報酬明細の点検を行います。

①-5 介護給付費、制度の通知

取組項目	内容
介護給付費の通知	被保険者へ介護給付費の通知を行います。また、被保険者からの情報を基に県と連携した指導・監査を事業所に実施します。
制度の周知	窓口での制度資料の配置や、介護給付費の通知等に合わせたパンフレット送付や出前講座等により、制度の周知に努めます。
相談窓口への有資格者の配置	介護保険に関する様々な相談等に応じるため、市の担当窓口にてケアマネジャー等の資格を有する相談員を配置します。

①-6 サービス提供事業所への指導・監査

取組項目	内容
指導・監査	地域密着型サービス事業所に対して、適正な給付・運営が行われるよう、指導・監査を適時実施します。
苦情・通報情報の把握・分析	利用者等からの苦情・情報等を基に、状況に応じた調査・指導・助言等を行います。また、市で委嘱した相談員を施設系事業所に派遣し、入所者の相談・苦情等に対応します。
不当請求、誤請求の多い事業所への指導	不当請求、誤請求の多い事業所に対しては、厳正な指導を実施します。

②家族介護支援事業

介護者の慰労のため、在宅で寝たきりの状態等にある高齢者を介護している方に手当を支給します。

③成年後見制度利用支援事業

認知症等により財産管理等の必要な保護が図れない高齢者の権利擁護のため、後見人等の報酬の助成など、成年後見制度の利用支援を行います。

④配食サービス事業

高齢者の見守り（安否確認）と栄養改善のため、自らの調理が困難なひとり暮らし高齢者等に昼食を配達します。

⑤介護相談員派遣事業

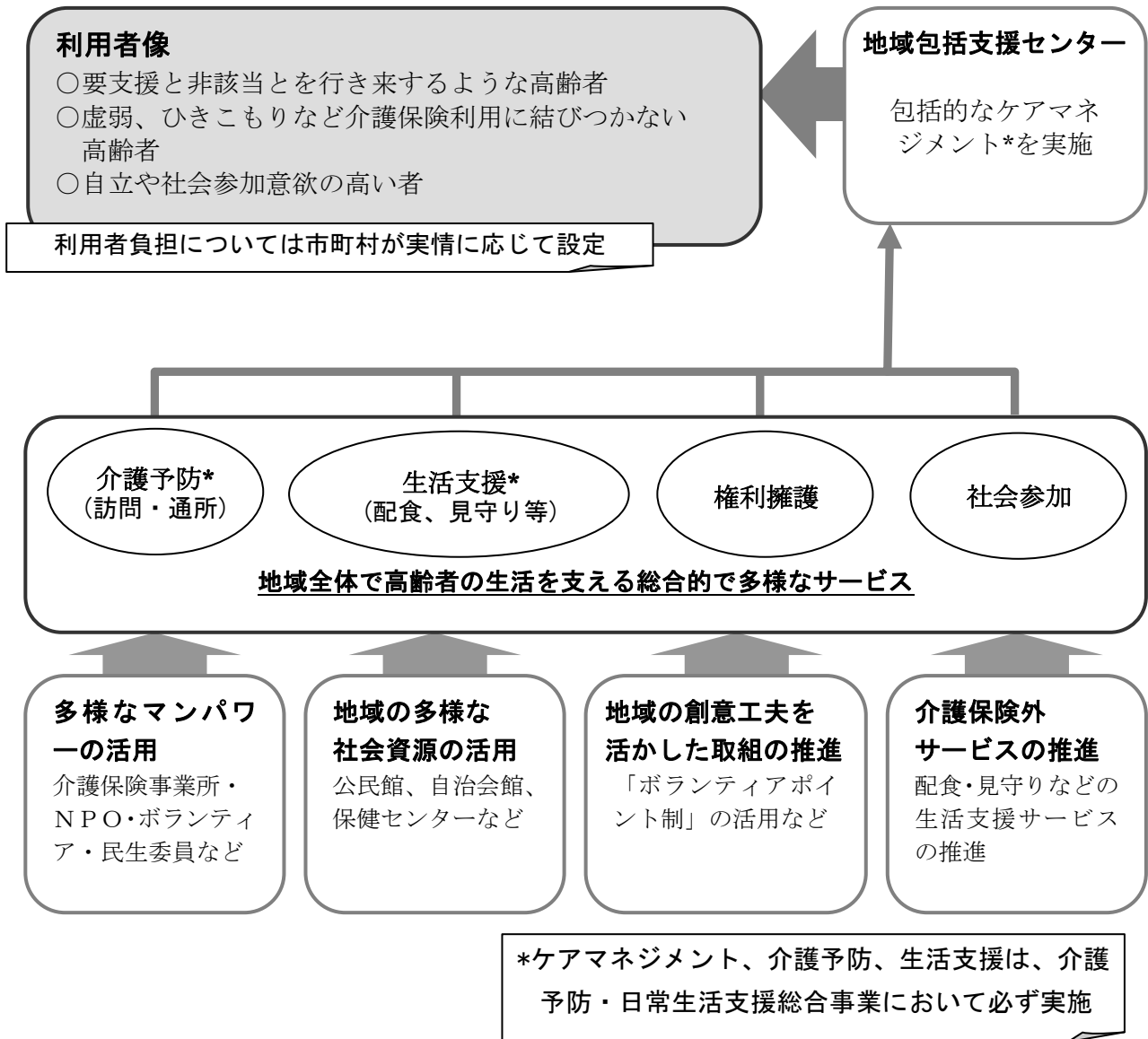
介護相談員を施設系事業所へ派遣し、施設入居者の相談・苦情等の対応体制の強化を図ります。

⑥介護予防・日常生活支援総合事業の検討

平成 24 年度から新設される介護予防・日常生活支援総合事業は、地域支援事業の様々な事業と介護予防給付サービスを組み合わせて、要支援者や二次予防事業対象高齢者に、既存の枠組みに捉われない心身の状態に即したサービス提供が行えるといわれています。実施は各保険者の任意とされています。

本市においては、市民のニーズや事業導入の費用対効果、メリット・デメリット等を研究し、事業の実施を検討します。

■介護予防・日常生活支援総合事業のイメージ



第4章 介護給付等費用の見込

第1節 介護給付費・介護予防給付費の見込

①介護給付費の見込み

単位：千円

	サービス名	平成24年度	平成25年度	平成26年度	3年間合計
居宅サービス	訪問介護（ホームヘルプ）	219,314	250,670	282,026	752,010
	訪問入浴介護	32,811	36,507	40,202	109,520
	訪問看護	51,884	57,941	63,997	173,822
	訪問リハビリテーション	26,844	30,840	34,836	92,520
	居宅療養管理指導	14,456	16,199	17,943	48,598
	通所介護（デイサービス）	331,936	380,404	428,871	1,141,211
	通所リハビリテーション（デイケア）	274,176	308,779	343,381	926,336
	短期入所生活介護（ショートステイ）	129,036	152,620	176,204	457,860
	短期入所療養介護（ショートステイ）	60,536	65,464	70,392	196,392
	特定施設入居者生活介護	189,589	201,033	212,210	602,832
	福祉用具貸与	64,467	72,234	80,000	216,701
	特定福祉用具販売	3,932	4,578	5,224	13,734
	住宅改修	16,628	18,999	21,370	56,997
	居宅介護支援	140,431	160,057	179,684	480,172
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0
	夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
	認知症対応型通所介護	0	0	0	0
	小規模多機能型居宅介護	39,243	44,563	49,882	133,688
	認知症対応型共同生活介護	154,195	163,709	249,772	567,676
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0
施設サービス	介護老人福祉施設	676,038	707,462	739,845	2,123,345
	介護老人保健施設	488,332	522,600	557,912	1,568,844
	介護療養型医療施設	27,857	27,857	27,857	83,571
介護給付費合計		2,941,704	3,222,515	3,581,609	9,745,828

※現段階の数値であり、今後変更になる可能性があります。

②介護予防給付費の見込み

単位：千円

	サービス名	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	3 年間合計
居宅サービス	訪問介護（ホームヘルプ）	21,428	26,156	30,884	78,468
	訪問入浴介護	0	0	0	0
	訪問看護	1,763	2,865	3,966	8,594
	訪問リハビリテーション	3,153	4,156	5,159	12,468
	居宅療養管理指導	414	612	810	1,836
	通所介護（デイサービス）	40,741	53,608	66,474	160,823
	通所リハビリテーション（デイケア）	32,080	42,560	53,039	127,679
	短期入所生活介護（ショートステイ）	606	758	910	2,274
	短期入所療養介護（ショートステイ）	410	513	616	1,539
	特定施設入居者生活介護	5,126	5,498	5,801	16,425
	福祉用具貸与	1,623	1,950	2,276	5,849
	特定福祉用具販売	520	573	626	1,719
	住宅改修	6,138	7,725	9,311	23,174
	介護予防支援	10,839	12,019	13,199	36,057
型地域密着	認知症対応型通所介護	0	0	0	0
	小規模多機能型居宅介護	1,036	1,171	1,305	3,512
	認知症対応型共同生活介護	3,577	3,836	4,048	11,461
介護予防給付費合計		129,454	163,997	198,424	491,875

※現段階の数値であり、今後変更になる可能性があります。

第2節 標準給付費の見込

単位：千円

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	3年間合計
合計給付額 (A)	3,071,158	3,386,512	3,780,033	10,237,703
介護給付費計	2,941,704	3,222,515	3,581,609	9,745,828
予防給付費計	129,454	163,997	198,424	491,875
特定入所者介護サービス費等給付費 (B)	157,482	196,852	246,066	600,400
総給付費計 (A) + (B) (C)	3,228,640	3,583,364	4,026,099	10,838,103
高額介護サービス費等給付額 (D)	49,864	57,344	65,946	173,154
高額医療合算介護サービス費等給付額 (E)	11,000	11,000	11,000	33,000
審査支払手数料 (F)	4,451	4,897	5,386	14,734
標準給付費見込 (C+D+E+F)	3,293,955	3,656,605	4,108,431	11,058,991

※現段階の数値であり、今後変更になる可能性があります。

第3節 地域支援事業費の見込

単位：千円

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	3年間合計
合計額	58,441	59,610	60,802	178,853
介護予防事業	21,477	21,906	22,344	65,727
包括的支援事業・任意事業	36,964	37,704	38,458	113,126

※現段階の数値であり、今後変更になる可能性があります。

第5章 介護保険制度の円滑な運営にむけて

第1節 計画期間内施設整備計画

①施設サービス

施設サービスは、埼玉県内を10箇所に分けた老人保健福祉圏域ごとに圏域内市町村のサービス需要に基づき作成されている、県の「埼玉県高齢者支援計画」等において本市が含まれる利根圏域内での施設整備量が計画されています。

そこで、施設サービス見込みと利根圏域整備計画に沿って介護保険施設の整備を推進し、適切なサービス提供量を確保します。

■整備実績と計画

区 分	第四期計画（実績）	第五期計画（計画）
介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）	施設数 1箇所（増床） 定員 100名	施設数 1箇所 25年度において県と協議
介護老人保健施設	施設数 1箇所 定員 100名	—

②地域密着型サービス

地域密着型サービスは、平成18年度に創設されたサービスで、高齢者が要介護状態になっても、できる限り住み慣れた地域で生活できるようにする観点から、原則として、サービス提供範囲を市町村単位に限定するものです。

■整備実績と計画

区 分	第四期計画（実績）	第五期計画（計画）
小規模多機能型居宅介護 （デイ・ショート・ヘルプ）	—	—
認知症対応型共同生活介護 （グループホーム）	—	3ユニット 26年度に整備

第2節 介護給付適正化の推進

介護保険制度を持続可能な制度として運営していくには、不正な請求や誤請求を減らすことや、サービス利用者に対して介護保険の「自立」の理念や支え合いの制度であることの理解を得ることが大切です。

そのため、県の「第2期給付適正化計画」との整合を図り、介護給付点検員を配置し、市の介護給付適正化の取り組みを推進します。(詳細は本計画書 88 ページ参照)

第3節 相談業務の充実

市の担当窓口ケアマネジャー等の資格を持った相談員を引き続き配置し、被保険者やその家族などからの介護保険制度の仕組み、介護サービスの申請や利用の仕方など、介護保険に関する様々な相談に応じていきます。

また、地域包括支援センターでは、高齢者・家族・地域のネットワークを通じた様々な相談等に対し、高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活が継続していけるよう、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、関係機関又は制度の利用につなげるなど、総合相談支援業務をさらに推進していきます。

第4節 介護保険制度の啓発普及

介護保険制度の普及啓発については、各種パンフレット等の作成・配布、広報紙やホームページでの情報提供、また、自治会や老人クラブをはじめとする各団体の要望に応じた出前説明会を実施するなど、様々な手法を活用して制度の普及啓発に努めます。

第5節 福祉人材の育成・確保

高齢者が安心して介護サービスを受けるには、介護従事者の充実及び一人ひとりの技術向上といった、量及び質の充実が不可欠となります。全国的に介護現場での離職率が高いことが指摘されていることから、ケアマネジャーへの孤立防止の支援や介護従事者間の連携強化、事例検討を通じた対人援助技術の向上など、研修や支援体制を整えていけるよう努めます。

資料編

蓮田市高齢者福祉計画 2012・第5期介護保険事業計画

1. 蓮田市高齢者福祉計画等策定委員会委員名簿

(順不同・敬称略)

氏名	所属団体・機関
いし かわ いさむ 石 川 勇	介護老人福祉施設
お づつみ ひさ え 小 堤 久 江	蓮田市身体障害者福祉会
おに く ぼ けん じ 鬼久保 健 治	蓮田市老人クラブ連合会
せき ぐち ともえ 関 口 巴	蓮田市民生委員・児童委員協議会
たか やま あや こ 高 山 文 子	埼玉県東部中央福祉事務所
た ばやし あきら 田 林 晃	蓮田市医師会
なか の けん いち 中 野 健 一	蓮田市社会福祉協議会（ 就任時 ）
なる み やす ひろ 鳴 海 育 博	蓮田市健康づくり推進協議会
まし こ よう すけ 増 子 洋 祐	介護保険被保険者代表
ゆ たに ゆ り こ 湯 谷 百合子	蓮田市議会議員

2. 蓮田市高齢者福祉計画等策定委員会条例

平成 21 年 9 月 29 日

条例第 18 号

改正 平成 22 年 12 月 22 日

条例第 27 号

(設置)

第 1 条 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 8 第 1 項に規定する老人福祉計画及び介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 117 条第 1 項に規定する介護保険事業計画（次条において「高齢者福祉計画等」という。）の策定及び推進に関し必要な事項を調査審議するため、蓮田市高齢者福祉計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、市長の諮問に応じ次に掲げる事項について調査審議し、その結果を市長に報告する。

- (1) 高齢者福祉計画等の策定及び変更に関すること。
- (2) 高齢者福祉計画等に基づく施策の進捗状況に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、高齢者福祉計画等の推進に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 10 人以内をもって組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 医療又は福祉に携わる者
- (3) 社会福祉事業又は活動に携わる者
- (4) 公募に応じた介護保険の被保険者

2 委員の任期は、3 年とする。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。
(関係者の出席)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部長寿支援課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年10月1日から施行する。

(蓮田市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 蓮田市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成元年蓮田市条例第7号)の一部を次のように改正する。

別表介護給付点検員の項の次に次のように加える。

高齢者福祉計画等策定委員会	委員長	日額	6,500円
	委員	日額	6,200円

附 則 (平成22年12月22日条例第27号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。